

遊佐町告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第531回遊佐町議会臨時会を令和元年7月1日遊佐町役場に招集する。

令和元年6月19日

遊佐町長 時田 博機

第531回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和元年7月1日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 臨時議長の選出について
仮議席の指定について
町長挨拶
- 日程第 2 選第 1号 議会議長の選挙について
- 日程第 3 指第 1号 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選第 2号 議会副議長の選挙について
- 日程第 7 指第 2号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 指第 3号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 選第 3号 酒田地区広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選第 4号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について
※一般議案の審議及び採決
- 日程第11 議第47号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）
※条例案件の審議及び採決
- 日程第12 議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
※事件案件の審議及び採決
- 日程第13 議第49号 除雪ドーザの取得について
- 日程第14 議第50号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第1工区）請負契約の締結について
- 日程第15 議第51号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第3工区）請負契約の締結について
※人事案件の審議及び採決
- 日程第16 議第52号 遊佐町監査委員の選任について

※発議案件の審議及び採決

日程第17 発議第3号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総務課長	堀			修	君	企画課長	高	橋		務	君
産業課長	佐	藤	啓	之	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君
健康福祉課長	中	川	三	彦	君	町民課長	高	橋	晃	弘	君
会計管理者	佐	藤	光	弥	君	教育長	那	須	栄	一	君
教育委員会 教育課長	高	橋	善	之	君	農業委員会会長	佐	藤		充	君

選挙管理委員会 土 門 茂 君 代表監査委員 金 野 周 悦 君
委員長職務代理者

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議事係長 東海林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

局 長（佐藤廉造君） おはようございます。議会事務局長の佐藤です。

本臨時会は、一般選挙後初の議会であります。議長が選挙されるまで、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、佐藤光保議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。佐藤光保議員、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長席に着く）

臨時議長（佐藤光保君） ただいま紹介されました佐藤光保でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまより第531回遊佐町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時）

臨時議長（佐藤光保君） ただいまの出席議員数は12名でございます。

初議会に当たり、町長初め各行政委員会の委員長、会長等が出席しておりますので、ご報告いたします。なお、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、土門茂委員長職務代理者が出席しておりますので、報告します。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、一般選挙後最初の議会に当たりまして、町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

時田町長。

町 長（時田博機君） 皆さん、おはようございます。第531回遊佐町議会臨時会に当たり、さきの任期満了に伴う町議選におきまして、新たに選出されました議員各位の初議会においてご挨拶の機会を賜りましたことは、私にとりましても光栄に存ずるところであり、深く感謝を申し上げます。議員各位には、さきの6月16日執行されました遊佐町議会議員選挙におきまして、町民の皆様よりの大きな期待と負託を得て見事当選の榮譽を勝ち取られましたこと、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

そして、町勢発展のためのさらなるご活躍を期待いたしております。

まず初めに、私が遊佐町長に就任以来掲げてまいりました働き場、若者、にぎわいをキーワードにいきいきゆざの構築を目指し、整えてきたまち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略と遊佐町総合発展計画、第8次振興計画に基づき、歴史ある遊佐町のさらなる発展に取り組んでまいります。改めて第8次の振興計画の6つの目標を紹介させていただきます。1つ目は、産業振興。地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築であります。2つ目として、移住、定住の促進。若者に選んでもらえるまちづくりを進めてまいります。3つ目として、子育て、健康、福祉の充実。共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくりを推進します。4つ目として、くらし、防災、環境保全。鳥海山の豊かな自然と調和した快適なくらしの創造を進めます。5つ目として、教育、文化の振興。ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成を進めてまいります。6つ目として、町民参画、連携の推進。人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくりを進めますとしており、地方の、特に田舎の町村にとっては大変厳しい社会経済情勢ではありますが、遊佐町の生き残りをかけて町民の皆様、議会の皆様とともに行政を推進してまいりたいと考えております。

昨年度は、国指定重要無形民俗文化財である遊佐の小正月行事、アマハゲを含む来訪神：仮面・仮装の神々が昨年11月、モーリシャス共和国で開催されたユネスコ政府間委員会において、ユネスコ無形文化遺産として正式に登録決定され、ことし5月には認定書も伝達されておりますし、来年度の東京オリンピックの聖火リレーのコースに史上初めて遊佐町が選定されるなど、希望に満ちた明るいニュースも伝えられております。

さて、令和元年度の施政方針につきましては、第529回3月定例会で表明させていただきましたが、改めてその概要を申し述べさせていただき、ご理解とご協力をいただきたいと考えております。令和元年度は、本町が誕生して65周年の記念すべき年に当たります。町勢発展に尽力された先人たちに感謝しながら、町民の皆様とともにお祝いをし、私たちがこの地に生まれ、暮らすことに誇りと愛着を持ち、未来を担う子供たちにとって夢と希望の持てる町づくりに取り組む再スタートの年にしたいと考えております。町政運営に当たっては、この子供たちに夢をの歩みを確実に進めていくためにもオール遊佐の英知、町民力を結集し、子供たちに生き生きとした遊佐町の姿を示していきたいと考えます。そして、若者から選んでもらえる町、住んでよかったと実感できる町にするために地域の個性を磨き、広域連携及び交流促進、町民との協働を鍛えることに心がけ、すべては町民のためにを合い言葉に少子化、高齢化、人口減少などの諸課題にチャレンジを続けてまいります。改めて町民並びに議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。遊佐町議会のご発展と議員各位のさらなるご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

臨時議長（佐藤光保君） 日程第2、選第1号 議会議長の選挙を行います。

議長は、地方自治法第103条の規定により、選挙によって選ぶことになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例によって投票による方法で選挙したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

臨時議長（佐藤光保君） ご異議ないものと認め、投票による選挙を行います。

投票に先立ちまして、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（佐藤光保君） ただいまの議員の出席状況は12名であります。

次に、立会人を指名します。お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に3番、松永裕美議員、4番、齋藤武議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

臨時議長（佐藤光保君） ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に3番、松永裕美議員、4番、齋藤武議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（佐藤光保君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（佐藤光保君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（佐藤光保君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条の規定を準用し、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。なお、白票の場合は無効投票の扱いとなります。

また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

局長（佐藤廉造君） （点呼）

（投票）

臨時議長（佐藤光保君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（佐藤光保君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番、松永裕美議員、4番、齋藤武議員の両名の立ち会いを願います。

（開票）

臨時議長（佐藤光保君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合します。

うち、

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中、

高橋 冠治議員 5票

土門 治明議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、有効投票の最多得票を得た土門治明議員が議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長（佐藤光保君） ただいま議長に当選されました土門治明議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました土門治明議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

土門治明議員、登壇願います。

6番（土門治明君） ただいまは、議長に選任をいただきまして、本当にありがとうございます。私たち遊佐町議会も6月の議員選挙で、新人4人のメンバーを加えた12人で7月からまた新しい気持ちで出発することになりました。出発に当たりまして、私も議長に選任されました以上は全身全霊を傾けて尽くして頑張っていく所存でございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

そしてまた、遊佐町議会も議会基本条例を初めとして、町民と語る会も催してきておりましたけれども、まだまだ町民への議会の周知もまだ徹底されていないようにございますので、この4年間を駆けまして町民の方々に議会を理解できるようなシステムを確立していきたいなと思っておりますので、その点についてもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これから4年間よろしくお願いいたします。私も健康に気をつけて二度と皆さんに迷惑をかけないように頑張つてまいりますので、皆さんも健康に気をつけて頑張ってください。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

臨時議長（佐藤光保君） これで臨時議長の職務は終わりました。皆様のご協力まことにありがとうございました。

議長交代のため休憩いたします。

(午前10時23分)

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

議長（土門治明君） 直ちに議事に入ります。

この際、議事日程の追加についてお諮りいたします。日程第3より日程第16までを本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に日程第3より日程第16までを追加することに決定いたしました。

これからの議事は、既に配付してあります追加議事日程に従って進めます。

日程第3、指第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指名することになっていますが、先例によりまして、議員歴の浅い者から、議員歴が同じ場合は年齢の若い者から順次1番から指定するという申し合わせをしております。この方法によることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないようでありますので、この方法により指定いたします。

議員歴の若い者、年齢の若い者の順に、事務局において調査した結果により、事務局長が読み上げます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤廉造君)

指第1号

議席の指定について

遊佐町議会議規則第4条の規定により、議席を次のように定める。

令和元年7月1日 提出

遊佐町議会議長 土 門 治 明

番号、氏名。

1 本間知広	2 那須正幸	3 佐藤俊太郎	4 佐藤光保
5 齋藤武	6 松永裕美	7 菅原和幸	8 赤塚英一
9 阿部満吉	10 高橋冠治	11 齋藤弥志夫	12 土門治明

以上でございます。

議長(土門治明君) ただいま事務局長が読み上げましたとおり、議席をそれぞれ指定いたします。その順に議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

議長(土門治明君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。1番、本間知広議員、2番、那須正幸議員を指名いたします。

日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第6、選第2号 議会副議長の選挙を行います。

副議長は、地方自治法第103条の規定により、選挙により選ぶこととなっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例によって投票による方法で選挙したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないものと認め、投票による選挙を行います。

投票に先立ちまして、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(土門治明君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) それでは、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

議長(土門治明君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条の規定を準用し、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。なお、白票の場合は無効投票の扱いとなります。

また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

局長(佐藤廉造君) (点呼)

(投票)

議長（土門治明君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員の両名の立ち会いをお願いします。

（開 票）

議長（土門治明君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合しております。

うち、

有効投票 11票

無効投票 1票

これは白票でございます。

有効投票中、

斎藤弥志夫議員 5票

阿部 満吉議員 5票

菅原 和幸議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、斎藤弥志夫議員と阿部満吉議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

準備の間休憩いたします。

（午前10時46分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午前10時47分）

議長（土門治明君） 斎藤弥志夫議員及び阿部満吉議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、1から10を付した10本のくじ棒を使用し、2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。くじの先の番号の小さいほうを1番、大きいほうを2番といたします。2回目、この順序によってくじを引きます。当選人を決定するためのものです。くじの先の番号の小さいほうを当選人といたします。

7番、菅原和幸議員及び8番、赤塚英一議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。11番、斎藤弥志夫議員、9番、阿部満吉議員、前のほ

うにお願いいたします。

(くじを引く)

議長(土門治明君) くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに阿部満吉議員、次に斎藤弥志夫議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

まず、阿部満吉議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長(土門治明君) 次に、斎藤弥志夫議員、くじを引いてください。

それでは、くじ引きの結果を報告いたします。

くじ引きの結果、斎藤弥志夫議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(土門治明君) ただいま副議長に当選されました11番、斎藤弥志夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました11番、斎藤弥志夫議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。11番、斎藤弥志夫議員、登壇願います。

11番(斎藤弥志夫君) ただいまは、くじ引きによりまして、当選人とさせていただきました斎藤弥志夫でございます。私もこのくじ引きで何とかなつたという例は今までございませんでしたので、非常に薄氷を踏む思いで今壇上に上がらせていただいております。ですが、一旦そうなつた以上はこの役割をきちんと果たして、議長を支えながらも町勢の発展に、微力ではありますが、皆様方のご協力をいただきながら、誠心誠意努めていきたいと存じております。皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら努力してまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

日程第7からの議会関係の人事案件等につきましては、本会議を休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

(午前10時56分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時45分)

議長(土門治明君) 日程第7、指第2号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。総務厚生常任委員会委員及び文教産建常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり総務厚生常任委員会委員及び文教産建常任委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することを決定いたしました。

この際、総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の正副委員長互選のため休憩し、各常任委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時48分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

議長（土門治明君） 総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

総務厚生常任委員長に菅原和幸議員、同副委員長に佐藤光保議員、文教産建常任委員長に齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員、以上のとおりそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

次に、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり議会広報常任委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程第8、指第3号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、

次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため休憩し、議会広報常任委員会及び議会運営委員会を招集します。

暫時休憩いたします。

（午後1時49分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

議長（土門治明君） 議会広報常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会広報常任委員会委員長に阿部満吉議員、同副委員長に那須正幸議員、議会運営委員会委員長に高橋冠治議員、同副委員長に赤塚英一議員、以上のとおり互選されましたので、ご報告いたします。

次の日程に入る前に、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。発議第3号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についての発議案件1件を日程第16の次に追加し、日程第17といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第17、発議第3号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についてを追加することに決しました。

次に、日程第9、選第3号 酒田地区広域行政組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と指名推選による方法がありますが、先例により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、酒田地区広域行政組合議会議員に赤塚英一議員と菅原和幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました赤塚英一議員と菅原和幸議員を同組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました赤塚英一議員と菅原和幸議員が酒田地区広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました赤塚英一議員と菅原和幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第10、選第4号 庄内広域行政組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。庄内広域行政組合議会議員の選出については、庄内町村議会議長会において町村選出議員の場合は、議会を代表する議会議長もしくは相当する代表議員を選任することに申し合わせており、このことについては全員協議会でも確認していることから、この際選挙によらず、議長を同組合議会議員の当選人と定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） 異議なしと認めます。

よって、議長、土門治明が庄内広域行政組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、日程第11から日程第15まで、議第47号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか、条例案件1件、事件案件3件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 上衣は自由にしてください。

提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第47号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）。本案につきましては、当初予算編成後の事業の見直しなどにより、当面緊急を要する事業費について補正をするものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を84億9,700万円とするものであります。

歳入につきましては、総額2,700万円の増額で、内訳は全額が前年度繰越金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、土木費の持家住宅リフォーム支援金交付事業で2,000万円、

総務費の遊佐町民間活力賃貸住宅建築促進事業で700万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で2,700万円を増額計上するものであります。

議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するため、提案するものであります。

議第49号 除雪ドーザの取得について。本案につきましては、積雪期の町道の円滑な除雪作業を行うため、除雪ドーザ11トン級を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものであります。

議第50号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第1工区）請負契約の締結について。本案につきましては、特定環境保全公共下水道区域である岩川地内の整備に係る令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第1工区）について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第51号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第3工区）請負契約の締結について。本案につきましては、特定環境保全公共下水道区域である岩川地内の整備に係る令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第3工区）について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

以上、補正予算案件1件、条例案件1件、事件案件3件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 常任委員会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後2時43分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時45分）

議長（土門治明君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） 異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第11、議第47号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）についての件を審議いたします。直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第47号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、条例案件の審議、採決を行います。

日程第12、議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、事件案件の審議、採決を行います。

日程第13、議第49号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) この除雪ドーザの取得に関しましては、さきの5月24日定例会におきましての補正予算2,500万円をもとに購入契約されるものと思いますけれども、1,000万円ほどの開きがございます。この内容についてご説明願います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

除雪機械の更新ということがございます。町のほうでは、18台除雪機械を保有してございますけれども、これまで使用した機械、1月下旬ですけれども、ふぐあいが生じまして、稼働不能となったということで、

修繕費、多額の経費がかかるということで、今回さきの5月定例議会のほうで補正をお願いいたしまして、ご承認ただけまして、今回更新するものでございます。そのとき補正のほうは2,500万円ということで予算のほうはお願いしたところでございます。その2,500万円の根拠になりますけれども、業者さんのほうから5者同じ条件で見積もりを徴したところでございます。その中で一番低額な金額で盛った業者さんの内容でもって予算のほうは2,500万円ということでお願いをさせていただいたところでございます。これもちまして先般入札会を実施してございます。6月10日に入札会を実施いたしまして、ご案内のとおり取得金額が1,463万円ということで、予算額とかなり開きがございますけれども、この内容、開きについては業者さんのほうの札の結果でございますので、その辺の金額の差額につきましては、ちょっと私のほうではわかりかねる状態でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 1,000万円以上も違うとなると、少し話が違ってくるのかなというふうに思います。前にもこのような事例はあったようですけれども、1,000万円もあれば、またほかの事業でできる、町民の負担に応えられる事業があったかと思います。もう少し実態に合った予算の立て方というものを工夫してもらいたいというふうに思います。これは、当然新築中のいわゆる格納庫に入るものであろうかと思えますけれども、これは格納庫に入るものか、あと業者さんにお預けしておくものなのか、あわせて格納庫の建設の進捗ぐあい、それを聞きまして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 今回購入する機械につきましては、ただいま建築中であります格納庫のほうに格納する機械になります。そして、あわせてこの機械につきましては業者さんのほうに貸与する、預けて除雪をしていただく機械になります。

格納庫の進捗状況ということでございますけれども、さきの5月定例会のほうでご承認いただきまして、5月24日から着工ということで現地のほう動いてございます。工期のほうは、12月27日、年内での完成ということで工事を進めてございます。現在の進捗状況でございますけれども、敷地の敷きならし、凹凸がございまして、凹凸の部分の土砂の運搬、そして予定地の敷地の整地というところまで現在進んでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第50号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第1工区）請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第1工区）請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第51号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第3工区）請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 令和元年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第3工区）請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件に入ります。

日程第16、議第52号 遊佐町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松永裕美議員の退場を求めます。

（松永裕美議員 退席）

議長（土門治明君） 事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提案者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第52号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、空席となった遊佐町監査委員に新たに松永裕美氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、先ほどの全員協議会で協議されたこととありますので、原案のとおり松永裕美議員に同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

松永裕美議員の出席を求めます。

（松永裕美議員 入場）

議長（土門治明君） 次に、発議案件に入ります。

日程第17、発議第3号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第531回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後4時）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年7月1日

遊佐町議会臨時議長 佐 藤 光 保

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 本 間 知 広

遊佐町議会議員 那 須 正 幸